

■一括報告案件一覧表(再評価)【河川事業・ダム事業】

事業名	計画 (事業諸元) (整備内容) ※下線:前回からの変更点	総事業費 (億円) (前回評価時)	整備 期間	事業 進捗率	事業の 進捗状況	現在価値化						学識者懇談会の審議結果	学識者懇談会での主な意見
						全体事業			残事業				
						総便益 B (億円)	総費用 C (億円)	B/C	総便益 B (億円)	総費用 C (億円)	B/C		
① 筑後川直轄河川改修事業 (福岡県、佐賀県、大分県、 熊本県)	<p>■目標流量 6,900m³/s(基準地点:荒瀬) ※河道配分流量 5,200m³/s</p> <p>■整備内容 ・築堤 ・河道掘削 ・高潮対策 ・内水対策 ・堤防の質的整備</p>	約808億円 (約1,180億円)	令和5年度から 概ね20年間	—	<p>・洪水対策は、久留米市街部等の堤防整備や、平成24年及び平成29年に浸水被害が発生した支川巨瀬川、城原川、花月川等の河川整備を実施中。</p> <p>・高潮対策は、昭和60年台風13号により被害が発生した佐賀市早津江地区等の堤防整備を実施中。</p>	12,946	627	20.7	—	—	<p>【開催日】 筑後川学識者懇談会 ・令和4年6月30日開催</p> <p>【審議結果】 ・対応方針(原案)どおり、「事業継続」で了承された。</p> <p>【地方公共団体の意見】 佐賀県知事 筑後川直轄河川改修事業の事業継続について、異議ありません。 今後も継続して、事業を推進していただきたい。</p> <p>福岡県知事 筑後川流域では、平成18年7月に策定された河川整備計画(平成30年3月変更)に基づき整備が進められていますが、近年の豪雨も踏まえ、治水安全度のさらなる向上があると認識しています。 このことから、効果の早期発現に向けて引き続き事業を継続すべきと考えます。 また、実際の改修を行うにあたっては、各関係機関と調整をお願いします。</p> <p>大分県知事 再評価に係る資料について、意見はありません。</p> <p>熊本県知事 今回意見照会のありました筑後川直轄河川改修事業に関する国の「対応方針(原案)」案については、平成29年7月洪水と同程度の洪水に対して、被害の防止または軽減を図るために変更される河川整備計画に基づき引き続き事業を継続することになっているため、異議ありません。 なお、流域住民の水害に対する安全・安心の確保は重要であり、筑後川の直轄管理区間の治水対策について、今後とも着実に推進していただきますようお願いいたします。</p>	<p>・対応方針(原案)について主な意見はなく、「事業継続」で了承頂いた。</p>	
② 球磨川直轄河川改修事業 (熊本県)	<p>■河川整備の目標流量 7,600m³/s(基準地点:人吉) 11,200m³/s(基準地点:横石)</p> <p>■整備内容 ・河道掘削等 ・堤防の整備 ・輪中堤、宅地かさ上げ ・遊水地 等</p>	約1,570億円 (一)	令和4年度から 概ね30年間	—	<p>令和2年7月豪雨において、浸水被害が発生した本川及び支川川辺川で河道掘削、堤防の整備等を実施。</p>	6,864	1,234	5.6	—	—	<p>【開催日】 令和4年度球磨川水系学識者懇談会 ・令和4年6月24日開催</p> <p>【審議結果】 ・対応方針(原案)どおり、「事業継続」で了承された。</p> <p>【地方公共団体の意見】 熊本県知事 今回意見照会のありました球磨川水系学識者懇談会で審議予定の球磨川直轄河川改修事業の事業再評価について、国の「対応方針(原案)」案に異議ありません。 なお、河川法に基づく新たな流水型ダムの整理を含む球磨川水系河川整備計画[国管理区間](案)に対する意見は、別途、照会されると承知しています。</p>	<p>・対応方針(原案)について主な意見はなく、「事業継続」で了承頂いた。</p>	
③ 城原川ダム建設事業 (佐賀県)	<p>■河川整備の目標流量 540m³/s(日出来橋)</p> <p>■目的 洪水調節</p> <p>■規模及び型式 ・規模:堤高 約60m ・型式:重力式コンクリート</p>	約485億円 (約485億円)	昭和54年度から 令和12年度まで	約20%	<p>現在、用地調査、ダム本体や付替道路等に係る調査、設計等を実施。</p>	1,251	562	2.2	347	3.6	<p>【開催日】 筑後川学識者懇談会 ・令和4年6月30日開催</p> <p>【審議結果】 ・対応方針(原案)どおり、「事業継続」で了承された。</p> <p>【地方公共団体の意見】 佐賀県知事 ○「対応方針(原案)」に対する佐賀県の意見: ・城原川ダム建設事業の事業継続について、異議ありません。 ・今後も継続して、事業を推進していただきたい。</p> <p>○佐賀県意見の理由: ・近年、気候変動による豪雨災害が激甚化・頻発化している中、令和3年8月豪雨では、城原川の水位が氾濫危険水位を超え、佐賀導水路でポンプ場の運転調整が行われたため、下流で内水被害が発生している。 ・城原川ダムは、城原川の氾濫防止はもとより、近隣の中小河川等の内水氾濫の被害軽減にも大きな効果がある。 ・事業に協力をいただいている水没予定地の方々も早期の生活再建を望んでいる。 ・城原川流域の2市(神埼市、佐賀市)からなる「城原川改修・城原川ダム建設促進期成会」が組織され、毎年、ダム事業推進の要望が行なわれている。</p> <p>○その他意見: ・ダム建設にあたっては、コスト縮減、自然環境や景観などへの配慮、工期の短縮及び関係住民への丁寧な対応に努めていただきたい。</p>	<p>・流水型ダムの良いところは環境に優しいところであるが、減勢工をどう設計するかで環境効果が異なる。また流水型ダムのアドバンテージがはっきりしない中、事業評価を行うことは難しいのではとのご質問を進めており、今後設計を進めていく上で流水型ダムのメリットを整理していくこと。また減勢工についても模型実験等しながら検討し、今後説明予定である事を説明し了解頂いた。</p> <p>・対応方針(原案)どおり、「事業継続」で了承頂いた。</p>	
④ 川辺川ダム建設事業 (熊本県)	<p>■河川整備の目標流量 7,600m³/s(基準地点:人吉) 11,200m³/s(基準地点:横石)</p> <p>■目的 洪水調節</p> <p>■規模及び型式 ・規模:堤高 107.5m ・型式:重力式コンクリート</p>	約4,900億円	昭和42年度から 令和17年度	—	<p>新たな流水型ダムの検討を実施中。</p>	3,677	10,327	0.4	1,841	1.9	<p>【開催日】 令和4年度球磨川水系学識者懇談会 ・令和4年6月24日開催</p> <p>【審議結果】 ・対応方針(原案)どおり、「事業継続」で了承された。</p> <p>【地方公共団体の意見】 熊本県知事 ・本県は、今回の洪水を契機とし現行の貯留型である川辺川ダム計画を完全に廃止し、「新たな流水型ダム」の建設を国に求めています。これを踏まえ、今回意見照会のありました球磨川水系学識者懇談会で審議予定の川辺川の流水型ダムに関する事業再評価について、国の「対応方針(原案)」案に異議ありません。 なお、河川法に基づく新たな流水型ダムの整理を含む球磨川水系河川整備計画[国管理区間](案)に対する意見は、別途、照会されると承知しています。</p>	<p>・全事業B/Cが1未満における事業継続を判断した考え方について、確認頂いた。</p> <p>・流水型ダムへの変更による環境面のメリットをB/Cに見込めないかという意見を頂いた。</p> <p>・対応方針(原案)どおり、「事業継続」で了承頂いた。</p>	
⑤ 立野ダム建設事業 (熊本県)	<p>■河川整備の目標流量 2,700m³/s(代継橋)</p> <p>■目的 洪水調節</p> <p>■規模及び型式 規模:堤高約90m 型式:曲線重力式コンクリート</p>	約1,270億円 (約1,160億円)	昭和54年から 令和5年度迄 (昭和54年から 令和4年度迄)	約78%	<p>令和2年10月より本体コンクリート打設を開始し、現在約50%打設完了している。</p>	4,227	2,407	1.8	155	26.5	<p>【開催日】 白川・緑川学識者懇談会 ・令和4年6月10日開催</p> <p>【審議結果】 ・対応方針(原案)どおり、「事業継続」で了承された</p> <p>【地方公共団体の意見】 熊本県知事 今回意見照会のありました立野ダム建設事業に関する国の「対応方針(原案)」案については、工期の延長と事業費の増額を踏まえて継続することとなっていますが、昨今の気象の状況、社会情勢の変化等を踏まえるとやむを得ないと考えられるため、異議ありません。 なお、事業を継続するにあたっては、徹底したコスト縮減及び環境保全対策に努めていただくとともに、一日も早い事業効果発現と工事完成を実現いただきますようお願いいたします。 また、立野ダムに対しては、環境面への影響などについて様々な意見があるため、引き続き説明責任を果たしていただくようお願いいたします。</p>	<p>・近年の気象条件の変化や追加工事等から工期延伸及びそれに伴う事業費増についてはやむを得ないという意見を頂いた。</p> <p>・土砂や流木の捕捉効果、地域振興への効果なども重要なため、説明できるよう検討を続けてほしいという意見を頂いた。</p> <p>・事業実施による環境への影響について、保全措置とモニタリングを引き続き実施していきたいとの意見を頂いた。</p> <p>・対応方針(原案)どおり、「事業継続」で了承頂いた。</p>	

